明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令（四四）　三
○酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（四五）　九
○情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（四六）　一〇
○銀行法施行令等の一部を改正する政令（四七）　一〇
○貸金業法施行令の一部を改正する政令（四八）　一〇
○信用金庫法施行令等の一部を改正する政令（四九）　一〇
○金融商品取引法の一部を改正する法律附則第四条の政令で定める日を定める政令（五〇）　一〇
○航空法関係手数料令の一部を改正する政令（五一）　一〇
○特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（五二）　一〇
○国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部を改正する政令（五三）　一二

〔府　令〕

○仮想通貨交換業者に関する内閣府令（**内閣府**七）　一二
○銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（**同**八）　一三
○貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令（**同**九）　一五

〔府令・省令〕

○郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部を改正する命令（**内閣府・総務**一）　一五
○犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（**内閣府・総務・法務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通**一）　一五
○認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令（**内閣府・総務・法務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境**一）　一五
○電子記録債権法施行規則の一部を改正する命令（**内閣府・法務**二）　一六
○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（**内閣府・財務・経済産業**二）　一六
○労働金庫法施行規則の一部を改正する命令（**内閣府・厚生労働**二）　一六
○農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令（**内閣府・農林水産**二）　一六

〔告　示〕

○銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件等の一部を改正する件（**金融庁**九）　一七
○銀行法施行規則第三十四条の十四の二第三項の規定に基づき再建計画の策定が必要なものとして金融庁長官が指定する銀行持株会社グループ（**同**一〇）　一七
○株式会社商工組合中央金庫法の施行に関する告示の一部を改正する件（**金融庁・財務・経済産業**一）　一七
○労働金庫法施行規則第四十五条第五項第三号、第十一号及び第三十八号の規定に基づく労働金庫又は労働金庫連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件等の一部を改正する件（**金融庁・厚生労働**一）　一七
○農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第三十五条第二項第二号、第十二号及び第三十号の規定に基づき、組合等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件等の一部を改正する件（**金融庁・農林水産**一）　一七
○農林中央金庫法施行規則第百条の三第三項の規定に基づき、同項に規定する再建計画の策定が必要なものとして農林水産大臣及び金融庁長官があらかじめ定める場合を定める件（**同**二）　一七

本号で公布された法令のあらまし

◇一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令（政令第四四号）（国土交通省）

1　国土交通大臣が維持、修繕、災害復旧その他の管理を行う一般国道の指定区間を追加等することとした。（別表関係）

2　この政令は、一部の規定を除き、平成二九年四月一日から施行することとした。

◇酒税法及び酒類の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第四五号）（財務省）

酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律（平成二八年法律第五七号）の施行期日は、平成二九年六月一日とすることとした。

◇情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第四六号）（金融庁）

情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（平成二八年法律第六二号）の施行期日（同法附則第一九条を除く。）を平成二九年四月一日とし、同条の規定の施行期日を同年三月二五日とすることとした。

◇銀行法施行令等の一部を改正する政令（政令第四七号）（金融庁）

一　資金決済に関する法律施行令の一部改正関係（第一〇条関係）

1　前払式支払手段の発行額の報告における基準日に係る特例の適用を受けている前払式支払手段発行者が、基準日の特例の解除の届出を提出するまでに経過すべき期間等について、「一年」と規定することとした。

2　資金決済に関する法律第六三条の五第一項各号に規定する仮想通貨交換業者の登録拒否要件のうち、同項第一〇号ホに規定する仮想通貨交換業の登録が取り消された法人の取締役等であった者に準ずる者について規定することとした。

3　その他所要の規定の整備を行うこととした。